

2022年6月30日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 各種基準に適合する投融資のうち一部については外部評価を受けておりません。
- ① 外部評価を受けている投融資については、上記基準への適合性に係る外部評価を取得していることを融資部にて確認しております。
- ② 外部評価を取得していない場合、外部評価機関（株式会社格付投資情報センター）より上記基準に整合的であるとの評価を受けた当行独自のフレームワークに適合していることをコンサルティング部にて確認しております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・ グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・ グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・ サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行では、外部評価を受けているグリーンボンドおよびサステナビリティボンドに投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・ サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 各種基準に適合する投融資のうち一部については外部評価を受けております。
 - ① 外部評価を受けている投融資については、上記基準への適合性に係る外部評価を取得していることを融資部にて確認しております。
 - ② 外部評価を取得していない場合、外部評価機関（株式会社格付投資情報センター）より上記基準に整合的であるとの評価を受けた当行独自のフレームワークに適合していることをコンサルティング部にて確認しております。
- ・ その上で、外部評価の有無に関わらず、当該ローンに気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることを各商品所管部署にて確認しております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・ サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際市場資本協会<International Capital Market Association>）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。
- ・ その上で、当該ボンドに気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることを市場国際部にて確認しております。

５．トランジション・ファイナンス

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・ クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・ クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行では、外部評価を受けているトランジション・ファイナンスに投融資しております。
- ・ ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

Ⅱ．Ⅰ．に準じる投融資

１．類型その１

（１）対象投融資の基準

当行では、Ⅰ．に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- 「再生可能エネルギー関連プロジェクト向け融資」
- ・ 次の２つの要件をいずれも満たす融資であること
 - ① 再生可能エネルギー関連プロジェクトを資金用途とすること
 - ② 環境アセスメント実施済もしくは固定価格買取制度（改正FIT法）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行独自の基準については、経営執行会議で決定しております。また、融資にかかる当該基準への適合性については、融資部にて確認しております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」(資金使途が限定されていない融資)

- ・ 次の4つの要件をすべて満たす融資であること
 - ① 「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
 - ② 融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
 - ③ 融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること
 - ④ 融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行独自の基準については、経営執行会議で決定しています。また、融資にかかる当該基準への適合性については、融資部にて行っております。

以上